④　株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(3)

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書等提出が証取法及び金商法（第197条１項等　重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等の提出）に違反するとして、平成21年４月９日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年４月28日、犯則嫌疑者をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社プロデュースから証取法第193条の２に基づく有価証券届出書の財務計算に関する書類等の監査証明を目的とする監査を受嘱した監査法人の代表社員であったものであるが、同人は、同社代表取締役等と共謀の上、同社の業務に関し

第１　同社がジャスダック証券取引所上場に伴う株券の募集及び売出しを実施するに際し、平成17年11月10日、関東財務局長に対し、平成17年６月期の事業年度につき、同社の売上高が14億7,668万9,000円、税引前当期純損失が6,838万4,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が31億976万3,000円、税引前当期純利益が１億9,111万9,000円と記載した損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

第２　同社の平成18年６月期の事業年度につき、平成18年９月29日、関東財務局長に対し、同社の売上高が24億5,071万6,000円、税引前当期純損失が２億3,097万3,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が58億8,561万8,000円、税引前当期純利益が６億9,420万2,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第３　同社の平成19年６月期の事業年度につき、平成19年９月27日、関東財務局長に対し、同社の売上高が31億1,848万8,000円、税引前当期純損失が７億2,965万8,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が97億400万円、税引前当期純利益が12億2,376万1,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第４　平成19年11月16日、同社が株式の募集を実施するに際し、関東財務局長に対し、前記第３記載の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成21年４月28日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。

第６　今後の課題

１　課徴金調査にかかる課題

金商法違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するための措置として課徴金制度が導入されて４年が経過したが、不公正取引に係る事案、開示に係る事案それぞれについて、課徴金納付命令勧告件数は増加傾向が見られるところである。課徴金調査(不公正取引事案のみならず、開示に係る事案に対する調査も含む。以下この項において同じ。)は、行政調査であり、課徴金納付命令という行政処分であり、刑事裁判／犯則事件の調査に比較すれば、立証の程度が少なくて済むことが、課徴金制度の特性である。

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった昨今の我が国金融・証券市場を取り巻く環境の変化、経済情勢、さらには、インターネット等による証券取引の普及等を背景として、違反行為の態様も制度導入当時からは著しく変貌を遂げている。こうした、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するためには、これまで以上に課徴金制度を活用していくことが求められ、また有効なツールとなるものと考えられる。

そのため、課徴金制度の特性を活かし、当制度の一層の活用、迅速・効率的な調査の実施していくことが喫緊の課題となっている。

⑴　迅速・効率的な調査のための調査手法の工夫、調査能力の向上

調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。

⑵　課徴金制度の見直しを踏まえた適切な執行

特に、新たに課徴金制度の対象となった、開示書類の不提出、公開買付公告の不実施等、大量保有報告書等の不提出等、仮装・馴合売買、違法な安定操作取引についても、課徴金により違反抑止の実効性を確保することに努める等拡充された課徴金制度を適切に執行することで、よりきめ細かい監視を行う。

⑶　機動性・戦略性の高い市場監視実現への貢献

ＩＴ化、グローバル化、経済情勢の変化を背景とした新しい手口の事案、内部者取引に加え、相場操縦や偽計といった違反行為が複雑に絡まっている事案、不公正ファイナンス事案に対し、証券監視委の持つ手段のひとつとして、開示検査、課徴金調査機能を機動的、戦略的に活用する。

⑷　対外的なメッセージの発信

課徴金勧告事案については、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律づけを促すことを目的としてとりまとめ、公表している「金融商品取引法における課徴金事例集」を積極的に活用し、違反行為抑止効果を高めていく。

２　犯則事件の調査にかかる課題

市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性を高めていくことが重要な課題となっているため、以下のような課題に取り組み、より効果的・効率的に犯則事件の調査を行っていく。

⑴　発行市場の監視強化を含めた複雑・悪質な複合事案への取り組み

近時、経営不振に陥った上場企業において、外国籍の投資ファンド等を引き受け先とした第三者割当増資等、既存株主の権利を著しく希薄化するファイナンスが見られるようになってきており、その中には、金商法第158条の偽計といった犯則行為に当たるものもあると考えられる。また、このような不公正ファイナンスをはじめ、最近の市場における犯則行為は、多様な取引を絡み合わせた複雑なスキームで構成され、その中に、相場操縦、内部者取引、虚偽有価証券報告書等提出、風説の流布、偽計といった様々な犯則行為を含む複雑・悪質な複合事案が見られるようになっている。証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行うこととしており、不公正ファイナンスをはじめ複雑・悪質な複合事案に積極的に取り組み、厳正に対処していくこととしている。

また、このような事案の背後に反社会的勢力の存在が窺われるような場合には、必要に応じ警察当局とも連携してこれに対処していくこととしている。

⑵　グローバル化への対応

証券監視委は、活動方針において、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいくこととしており、平成20事務年度においても、クロスボーダーの内部者取引事件について、初の告発を行っている。昨年２月に我が国がＩＯＳＣＯのマルチＭＯＵの枠組みに参加して、市場監視当局間の情報交換のネットワークが飛躍的に拡大したことを受け、この枠組みを積極的に活用し、引き続きクロスボーダー事案に取り組んでいくこととしている。